

事 調 第 1 2 4 0 号
平 3 1 年 3 月 1 5 日

各（総合）振興局産業振興部長 様

農政部農村振興局事業調整課長

「農業農村整備事業に係る積算基準日の制定について」の一部改正について
品質確保法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議）においては、適正な利潤の確保を可能とするために予定価格の適正な設定が求められていることから、積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映させるため、次のとおり積算基準日を改正しましたので、事務処理を適切に行ってください。

なお、「農業農村整備事業に係る積算基準日の【参考フロー】の改正について」（平成 26 年 1 月 6 日付け事調第 869 号）は廃止します。

記

1 改正内容

別紙「農業農村整備事業に係る積算基準日の制定について 新旧対照表」による。

（ 事業契約グループ
設計施工グループ ）

農業農村整備事業に係る積算基準日の制定について 新旧対照表

改正	現行	備考					
<p style="text-align: center;">農業農村整備事業に係る積算基準日の制定について</p> <p style="text-align: center;">〔平成 20 年 2 月 20 日 事調第 1062 号〕 〔各支庁農業振興部長あて事業調整課長〕</p> <p>〔沿革〕平成 31 年 月 日事調第 号改正</p> <p>入札契約制度の変更に伴い農業農村整備事業における工事及び委託業務の発注に係る積算基準日を次のとおり制定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 積算基準日 工事及び委託業務発注のための積算の基準となる日とし、積算基準日に適用されている単価及び歩掛等を用いて設計図書を作成すること。</p> <table border="1" data-bbox="204 951 1213 1045"> <tr> <td rowspan="2">積算基準日</td> <td>平成 31 年 11 月 30 日までの入札</td> <td>平成 31 年 12 月 1 日以降の入札</td> </tr> <tr> <td>起工決定予定日</td> <td>入札日</td> </tr> </table> <p>【 削 除 】</p> <p style="text-align: center;">〔 事業契約グループ 設計施工グループ 〕</p>	積算基準日	平成 31 年 11 月 30 日までの入札	平成 31 年 12 月 1 日以降の入札	起工決定予定日	入札日	<p style="text-align: center;">農業農村整備事業に係る積算基準日の制定について</p> <p style="text-align: center;">〔平成 20 年 2 月 20 日 事調第 1062 号〕 〔各支庁農業振興部長あて事業調整課長〕</p> <p>入札契約制度の変更に伴い農業農村整備事業における工事及び委託業務の発注に係る積算基準日を次のとおり制定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 積算基準日 工事及び委託業務発注のための積算の基準となる日とし、積算基準日に適用されている単価及び歩掛等を用いて設計図書を作成すること。</p> <p style="text-align: center;">【 追 加 】</p> <p>2 積算基準日の設定 起工決定書の決定予定日とすること。</p> <p>3 適用年月日 平成 20 年 4 月 1 日以降の積算基準日から適用すること。</p> <p>4 その他 起工決定書の決定日が決定予定と異なることとなっても、入札日が変更にならない限り、積算基準日は原則、変更しないこと。</p> <p style="text-align: center;">〔 事業予算契約グループ 設計管理グループ 〕</p>	<p>品確法に基づく「発注関係事務指針」から、可能な限り最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映させるため改正する。</p>
積算基準日		平成 31 年 11 月 30 日までの入札	平成 31 年 12 月 1 日以降の入札				
	起工決定予定日	入札日					

農業農村整備事業に係る積算基準日の制定について

〔平成 20 年 2 月 20 日 事調第 1062 号〕
各支庁農業振興部長あて事業調整課長

〔沿革〕平成 31 年 3 月 15 日事調第 1240 号改正

入札契約制度の変更に伴い農業農村整備事業における工事及び委託業務の発注に係る積算基準日を次のとおり制定したので通知します。

記

1 積算基準日

工事及び委託業務発注のための積算の基準となる日とし、積算基準日に適用されている単価及び歩掛等を用いて設計図書を作成すること。

積算基準日	平成 31 年 11 月 30 日までの入札	平成 31 年 12 月 1 日以降の入札
	起工決定予定日	入札日

〔事業契約グループ〕
〔設計施工グループ〕